

第2号様式

鹿児島県警察管区機動隊の設置に関する訓令の運用解釈等について（概要）

（令和6年3月19日 鹿機第17号）

本通達は、鹿児島県警察管区機動隊の設置に関する訓令の運用解釈等について必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は

- 隊員の指定
- 隊員の解除
- 運用
- 派遣

等である。